

自動車リサイクル法 解体業及び破碎業変更・廃止届

福岡市環境局循環型社会推進部
産業廃棄物指導課

◎変更届及び廃止届について

住所、氏名、役員、施設の状況、標準作業書等、許可申請書の記載内容に変更があった場合、許可業者は事実の発生から30日以内に所定の様式（解体業変更届については様式第七、破砕業変更届については様式第十一）に誓約書（添付書類様式7）及び必要な添付書類を添えて届け出なければなりません。

また、解体業、破砕業を廃業する場合は事実の発生から30日以内に廃止届の様式（解体業廃止届様式、破砕業廃止届様式）により届け出なければなりません。

主な届出事項と届出に必要な添付書類は以下のとおりです。

| 届 出 事 項 | 添 付 書 類 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・住所、氏名または名称の変更 (組織変更を含む) 法人にあっては代表者の氏名の変更 | <p>(個人の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民票（本籍地記載のもの）又は外国人登録証明書 ○登記されてないことの証明書 <p>(法人の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定款又は寄付行為 ○登記簿謄本 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の名称及び所在地、事業の用に供する施設の変更 | <ul style="list-style-type: none"> ○施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書 ○事務所等付近の見取図（添付書類様式2） ○施設の写真（添付書類様式3） ○土地の登記簿謄本 ○（他者名義の土地を借りる場合）使用承諾書（添付書類様式5） <p>(車両の変更の場合、新規に登録する車両の)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○車検証の写し ○車両の写真（添付書類様式4） ○（他者名義の車両を借りる場合）車両使用承諾書（添付書類様式6） |
| <ul style="list-style-type: none"> ・他都市における解体業又は破砕業及び産業廃棄物処理業の許可状況の変更 | <ul style="list-style-type: none"> ○当該許可の許可証（新たに業の許可を取得した場合に限る） |

| | |
|--|---|
| <p>(申請者が法人の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員及び政令使用人の変更 | <ul style="list-style-type: none"> ○登記簿謄本 ○新たに役員になる者の住民票（本籍地記載のもの） ○新たに役員になる者の登記されていないことの証明書 <p>※申請法人役員，政令使用人が外国人の場合は住民票のかわりに外国人登録証明書（国籍の属する国における住所又は居住地が記載されているもの）</p> |
| <p>(申請者が未成年者の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定代理人の氏名及び住所の変更 | <ul style="list-style-type: none"> ○法定代理人の住民票（本籍地記載のもの） ○法定代理人の登記されていないことの証明書 |
| <p>(申請者が法人の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株主又は出資者の変更（100分の5以上の株式保有者又は出資者に限る） | <p>(株主又は出資者が個人の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○株式又は出資の金額を記載した書類 ○新たな株主又は出資者の住民票（本籍地記載のもの） ○新たな株主又は出資者の登記されていないことの証明書 <p>※株主，出資者が外国人の場合の場合は住民票のかわりに外国人登録証明書（国籍の属する国における住所又は居住地が記載されているもの）</p> <p>(株主又は出資者が法人場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○株式又は出資の金額を記載した書類 ○株主又は出資者の登記簿謄本 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・標準作業書の記載事項の変更 | <ul style="list-style-type: none"> ○標準作業書の全文 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業の廃止の場合 | <ul style="list-style-type: none"> ○当該業の許可証 |

様式第七（第五十八条関係）

解体業変更届出書

年 月 日

福岡市長様

(郵便番号)
住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第63条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

| | 新 | 旧 |
|-------|---|---|
| 変更の内容 | | |
| 変更の理由 | | |

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第十一（第六十四条関係）

破砕業変更届出書

年 月 日

福岡市長様

(郵便番号)

住所

氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第71条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

| | 新 | 旧 |
|-------|---|---|
| 変更の内容 | | |
| 変更の理由 | | |

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

解体業廃止届様式

解体業廃止届出書

年 月 日

福岡市長様

(郵便番号)
住 所
氏 名 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた解体業を廃止したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第64条の規定により、次のとおり届け出します。

| | |
|-----------------|---|
| 廃止する解体業の許可を受けた者 | 住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 許可番号 届出者との関係 |
| 廃止の理由 | |
| 廃止の年月日 | |

※ 許可を受けた都道府県等内で全ての事業所を廃止する場合は廃止届出に該当する。
※※廃止の理由の例、廃業（本人死亡ほか）、法人消滅（合併）、法人解散（破産・合併ほか）。

破砕業廃止届様式

破砕業廃止（一部廃止）届出書

年 月 日

福岡市長様

(郵便番号)
住 所
氏 名 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた破砕業を廃止したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第72条で準用する同法第64条の規定により、次のとおり届け出します。

| | |
|-----------------------|---|
| 廃止（一部廃止）する破砕業の許可を受けた者 | 住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 許可番号 届出者との関係 |
| 廃止（一部廃止）する事業の範囲 | |
| 廃止（一部廃止）の理由 | |
| 廃止（一部廃止）の年月日 | |

- ※ 許可を受けた都道府県等内で全ての事業所を廃止する場合は廃止届出に該当する。
- ※※ 許可を受けた都道府県等内で2つの事業の範囲の内、一方を廃止する場合は一部廃止届出となる。
- ※※※ 廃止の理由の例、廃業（本人死亡ほか）、法人消滅（合併）、法人解散（破産・合併ほか）。
- ※※※※ 一部廃止の理由の例、事業の範囲の縮小（設備撤去ほか）。

(添付書類様式2)

事務所等付近見取図

| | |
|--------|----------------------------|
| 見取図の種類 | 事務所・事業場・車庫・埋立地・積込港・その他 () |
| 住 所 | 〒 |

※半径 1 km 以内の見取図を記入すること

(添付書類様式3)

施設の写真

| | |
|--|--|
| | |
| | |
| | |
| | |

(添付書類様式4)

車両の写真

| 登録番号 | | 最大積載量 | |
|------|--|-------|--|
| | | | |
| 登録番号 | | 最大積載量 | |
| | | | |

※斜め後方より登録番号及び側面が確認できるように写すこと。

(添付書類様式5)

土地 使用 承諾 書

平成 年 月 日

様

住 所
氏 名

印

貴殿が下記の土地を自動車リサイクル法の解体業に係る処理施設として使用することを承諾します。

記

(添付書類様式6)

車両使用承諾書

平成 年 月 日

様

住 所
氏 名

印

貴殿が下記の車両を自動車リサイクル法の解体業に係る運搬車として使用することを承諾します。

記

車 両 番 号

誓 約 書

住 所
氏 名

〔法人にあっては名称〕

及び代表者の氏名

印

申請者は、次の各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 使用済自動車の再資源化等に関する法律又は次の法律に基づく処分に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - (1) 廃棄物の処理法及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
 - (2) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)
 - (3) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)
 - (4) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)
 - (5) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)
 - (6) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)
 - (7) 悪臭防止法(昭和46年法律第91号)
 - (8) 振動規制法(昭和51年法律第64号)
 - (9) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律第108号)
 - (10) ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)
 - (11) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条(傷害)、第206条(傷害現場助成)、第208条(暴行)、第208条の3(凶器準備集合、結集)、第222条(脅迫)若しくは第247条(背任)若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 5 使用済自動車の再資源化等に関する法律第66条(第72条において読み替えて準用する場合を含む)、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2(廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取り消しの日から5年を経過していない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取り消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取り消しの日から5年を経過していない者を含む。)
- 6 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という)
- 8 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が1から7までのいずれかに該当するもの
- 9 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに1から7までのいずれかに該当する者のあるもの
- 10 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- 11 個人で政令で定める使用人のうちに1から7までのいずれかに該当する者のあるもの

- ・役員とは業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められるものを含む。
- ・政令で定める使用人とは、申請者の使用人で①本店又は支店の代表者、②継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者をいう。

自動車リサイクル法に関するご相談は

福岡市環境局循環型社会推進部産業廃棄物指導課

〒 810-8620

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所 行政棟 1 3 階

TEL (092) 711-4303

FAX (092) 733-5592

までお問い合わせ下さい。